

外国人材受入企業等緊急支援事業補助金Q & A【目次】

R4.6.17 改正版

1 補助金対象となる外国人材について

① 留学生は対象になるか

② 技能実習生2号が3号に移行するため一時帰国し、再入国した場合は補助対象となるか

2 補助対象事業者について

① 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる事業所）は県外にあるが、外国人材が就労する工場等は県内にある事業所は、補助対象となるか

② 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる事業所）は県内にあるが、外国人材が就労する工場等は県外にある事業者は、補助対象になるか

③ 申請を予定していた時期に廃業してしまったが、廃業までの取組は対象になるか

④ 監理団体は補助対象者となるか

⑤ 企業が申請者である場合、監理団体が申請を行い、補助金の受け取りも監理団体とすることはできるか

3 補助対象期間について

① 補助対象期間が令和5年2月28日までとなっているが、令和5年2月28日（チェックイン）からの宿泊は対象になるか

② 外国人材の入国待機期間が、令和5年2月25日から3月4日までの場合は、いつからいつまでの宿泊が対象となるか

③ 待機を要請された期間は7日間（8泊）だが、移動手段の手配の都合上、ホテルに9泊した。全泊分（9泊）対象となるか

④ 待機を要請された期間は7日間（8泊）だが、空港での入国手続きに時間がかかり、結果、空港で1泊した場合、何泊分が補助対象となるか

⑤ 入国後、検疫所が確保する宿泊施設で3日間待機した場合の宿泊費補助はあるか

4 補助対象となる中小企業等について

① 一般財団法人なので、資本金規模という概念がない。その場合中小企業等に該当するかをどう確認すればいいか

② 主たる事業及び業種が、要綱の別表1（第2条関係）によりがたい場合は、事業の実態に応じて判断するとはどういうことか

5 補助対象となる監理団体について

① 監理団体の業種分類が分からない。どこで判断したらいいか

② 監理団体なので、資本金規模という概念がない。その場合、申請書の申請者情報の資本金又は出資の総額の欄は記載しなくてもいいか

6 補助対象となる宿泊費について

- ① 宿泊に伴う食費は補助対象経費となるか
- ② 航空機等のついている宿泊プランで宿泊したが、この場合の宿泊費はどうか
- ③ 3食付きのホテルに宿泊し、支払額から食費を切り分けすることができない場合の宿泊費はどうか
- ④ 研修施設等への宿泊は補助対象となるか
- ⑤ 消費税の取扱いはどうか
- ⑥ 他の助成金等と併用できるか
- ⑦ 技能実習監理団体が宿泊費を支払っている場合は、補助対象となるか
- ⑧ 宿泊費を監理団体と折半した場合の補助対象額はどうか
- ⑨ 外国人材を受け入れる際、入国した空港の近くのホテルに滞在したが、県外のホテルに宿泊しても対象となるか
- ⑩ 技能実習生を受け入れる際、企業等が受入れに係る費用（航空代、宿泊代、研修代、食費等）を監理団体に一括して渡している。このため、待機期間中の宿泊費も、監理団体が支払を行っているが、この場合の宿泊費は補助対象となるか

7 補助対象となる検査費について

- ① 入国前の検査など、待機期間中以外に受検した検査は補助対象になるか
- ② 待機期間中に検査を複数回受検した。この場合、全ての検査費が補助対象になるのか
- ③ 監理団体が所有する施設で待機したため、宿泊費の負担はなかったが、待機期間短縮のためにPCR検査を受けた。宿泊費の負担がなくても、検査費のみ申請することは可能か
- ④ 待機期間短縮のために検査を受けていたが、補助対象外であったため、宿泊費のみを既に申請している。この場合、検査費のみを遡って申請することは可能か

8 申請手続きについて

- ① 申請期限を過ぎて提出した場合、受け付けてもらえるのか
- ② なぜ、申請期限が3月10日までなのか
- ③ 複数の事業所分の宿泊を一括して手配した場合の申請書類や添付資料はどうしたらいいか

9 添付書類について

- ① 申請時点で在留カード（写し）が手元にない場合はどうしたらいいか
- ② 申請に必要な在留カードの写しについて住居地の欄が未定となっても問題ないか
- ③ 技能実習計画認定申請書の第2面は全て提出する必要があるのか
- ④ 技能実習以外の在留資格の場合、雇用契約書の写しが必要だが、雇用契約書がない場合はどうしたらいいか
- ⑤ 宿泊者の人数が多く、領収書は一括で支払いを行ったため、宿泊者名が領収書等に記載されていない場合、どうしたらいいか

⑥ 宿泊施設や医療機関へ支払った領収書をなくした場合、どうすればよいか

- ⑦ 宿泊施設への支払いを銀行振込でしたため、領収書がない場合どうしたらいいか
- ⑧ 振込口座が当座預金等で通帳がない場合には、何を添付すればいいか
- ⑨ 口座名義と代表者が違うが問題ないか

10 その他

- ① 予算が無くなったら事業は終了するのか
- ② 申請から支給決定・入金まではどれくらいかかるのか
- ③ 入国待機期間中にオンライン研修等を行った場合も補助金を活用できるのか
- ④ 監理団体が立替払いをしており、監理団体から企業に請求が届くのは翌月の10日前後である。このため、令和5年2月分の場合は、請求書が届かず、3月10日の申請受付の期限に間に合わない可能性がある。こういった場合、申請受付期間を延期してもらうことができるのか
- ⑤ 補助金の支給決定通知が届かないが、いつ届くのか

外国人材受入企業等緊急支援事業補助金 Q & A

R4.6.17 改正版

1 補助金対象となる外国人材について

① 留学生は対象になるか

→ 当該補助金は、外国人材を新たに雇用するため企業等が追加的に負担する経費の一部を支援するものであり、留学生は対象としていません。

留学生を対象とする補助金は、広島県地域政策局国際課（082-513-2359）までお問い合わせください。

② 技能実習生2号が3号に移行するため一時帰国し、再入国した場合は補助対象となるか

→ 技能実習生の場合は、技能実習計画で認定されている一時帰国による再入国の場合は補助対象となります。（技能実習計画認定申請書2面「3 技能実習生 ④帰国（予定）期間」に記載があれば、補助対象の外国人材となります。）

本人の都合や会社の都合により一時帰国し、再入国した場合は補助対象となりません。

2 補助対象事業者について

① 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる事業所）は県外にあるが、外国人材が就労する工場等は県内にある事業所は、補助対象となるか

→ 本社が県外にあっても、当該外国人材を県内の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象となります。

② 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる事業所）は県内にあるが、外国人材が就労する工場等は県外にある事業者は、補助対象になるか

→ 本社が県内にあっても、当該外国人材を県外の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象となりません。

③ 申請を予定していた時期に廃業してしまったが、廃業までの取組は対象になるか

→ 申請時点で事業を営んでいる法人又は個人が対象となりますので、申請時点ですでに廃業している事業者は補助対象となりません。

④ 監理団体は補助対象者となるか

→ 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体であれば、補助対象となることが可能となりました。ただし、外国人材を雇用している企業等に、宿泊費等を転嫁できず、監理団体が負担している場合に限りません。

⑤ 企業が申請者である場合、監理団体が申請を行い、補助金の受け取りも監理団体とすることはできるか

→ これまで通り、申請者（中小企業等）が補助金の申請手続きや受領の権限を監理団体に委任することで、監理団体が代理で申請手続きを行うことや監理団体に補助金を支払うことができます。（委任状の提出が必要）

3 補助対象期間について

① 補助対象期間が令和5年2月28日までとなっているが、令和5年2月28日（チェックイン）からの宿泊は対象になるか

→ 2月28日の宿泊分（チェックイン）は対象になります。3月1日からの宿泊分は対象になりません。

② 外国人材の入国待機期間が、令和5年2月25日から3月4日までの場合は、いつからいつまでの宿泊が対象となるか

→ 令和5年2月25日から2月28日の宿泊分（4泊分）が対象となります。

③ 待機を要請された期間は7日間（8泊）だが、移動手段の手配の都合上、ホテルに9泊した。全泊分（9泊）対象となるか

→ 国から要請されている入国後の待機に係る宿泊費8泊分が対象となり、自己都合等で宿泊した宿泊費は対象となりません。

④ 待機を要請された期間は7日間（8泊）だが、空港での入国手続きに時間がかかり、結果、空港で1泊した場合、何泊分が補助対象となるか

→ 空港で1泊した場合は、待機期間の残りの日数（7泊分）が対象となります。

⑤ 入国後、検疫所が確保する宿泊施設で3日間待機した場合の宿泊費補助はあるか

→ 宿泊費を企業が負担していない場合は、宿泊費の補助はありません。

4 補助対象となる中小企業等について

① 一般財団法人なので、資本金規模という概念がない。その場合中小企業等に該当するかをどう確認すればいいか

→ その場合は、常時使用する従業員の数で確認をお願いします。

② 主たる事業及び業種が、要綱の別表1（第2条関係）によりがたい場合は、事業の実態に応じて判断するとはどういうことか

→ 例えば、多数の事業を展開している場合は、売上の多い事業を主たる事業とみなしてくださいという意味です。

5 補助対象となる監理団体について

① 監理団体の業種分類が分からない。どこで判断したらいいか

→ 監理団体（協同組合）は、信用事業・共済事業に加えて、経営指導などの事業を複合的に行っている場合は、複合サービス業、単一の事業を行う場合は、行う業務により、農業、介護など、それぞれの産業に分類されます。詳しくは、以下の URL から総務省 HP を確認し、分類をお願いします。

【総務省 HP】

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

② 監理団体なので、資本金規模という概念がない。その場合、申請書の申請者情報の資本金又は出資の総額の欄は記載しなくてもいいか

→ その場合は記載しなくても問題ありませんが、常時使用する従業員数は必ず記載してください。

6 補助対象となる宿泊費について

① 宿泊に伴う食費は補助対象経費となるか

→ 食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けてください。

ただし、宿泊費と一体となっていて、分けることができない朝食付き宿泊プランなどについては、例外的に宿泊費として補助対象とします。

② 航空機等のついている宿泊プランで宿泊したが、この場合の宿泊費はどうか

→ 航空機等の交通費と宿泊費を切り分けることが難しい場合は、宿泊費は上限額6千円（補助上限額3千円）としてください。

③ 3食付きのホテルに宿泊し、支払額から食費を切り分けすることができない場合の宿泊費はどうか

→ 宿泊費と一体となって、切り分けることができない食事付きプランについては、例外的に宿泊費として補助対象経費とします。

④ 研修施設等への宿泊は補助対象となるか

→ バス、トイレの個室管理等ができ、国が示す基準を満たす施設であれば、研修施設など、ホテル以外の施設も補助対象となります。ただし、その場合は個室管理ができていたことなどを証明していただく必要があります。

⑤ 消費税の取扱いはどうか

→ 補助金の対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

⑥ 他の助成金等と併用できるか

→ 併用は可能ですが、補助対象となる経費は、企業等の実費負担分のみです。

申請にあたっては、企業等が実際に負担した、他の公的機関の事業による割引適用後の金額を記載のうえ、領収証等に当該事業を活用した旨明記してください。

⑦ 技能実習監理団体が宿泊費を支払っている場合は、補助対象となるか

→ 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体であれば、補助対象となることが可能となりました。

ただし、監理団体が一義的に立て替えて、後日企業等が監理団体に対し宿泊費用相当額を支払った場合は、企業等が補助対象者（申請者）となります。

⑧ 宿泊費を監理団体と折半した場合の補助対象額はどうか

→ 監理団体と折半した場合は、実際に県内の事業所で外国人材を雇用する事業者（法人、個人）が負担した部分が補助対象となり、両者から補助金を申請することはできません。

⑨ 外国人材を受け入れる際、入国した空港の近くのホテルに滞在したが、県外のホテルに宿泊しても対象となるか。

→ 県外のホテル等で待機された場合も、補助対象となります。

⑩ 技能実習生を受け入れる際、企業等が受入れに係る費用（航空代、宿泊代、研修代、食費等）を監理団体に一括して渡している。このため、待機期間中の宿泊費も、監理団体が支払を行っているが、この場合の宿泊費は補助対象となるか

→ 企業等が監理団体に支払った費用が分かる書類（監理団体と企業間での契約書、支出明細書（内訳が分かるもの））により、待機期間中の宿泊費が当該費用に含まれていることが分かれば補助対象となります。

7 補助対象となる検査費について

① 入国前の検査など、待機期間中以外に受検した検査は補助対象になるか

→ 待機期間短縮のために受検した検査のみが補助対象となります。

② 待機期間中に検査を複数回受検した。この場合、全ての検査費が補助対象になるのか

→ 待機期間3日目以降に受検した検査の1回目のみが補助対象となります。

③ 監理団体が所有する施設で待機したため、宿泊費の負担はなかったが、待機期間短縮のためにPCR検査を受けた。宿泊費の負担がなくても、検査費のみを申請することは可能か

→ 可能です。宿泊費の負担がなくても、国から要請されている待機期間を短縮するため

に検査を受けた場合は、当該検査費のみを申請してください。

④ 待機期間短縮のために検査を受けていたが、補助対象外であったため、宿泊費のみを既に申請している。この場合、検査費のみを遡って申請することは可能か

→ 検査費のみを遡って申請することは可能です。この場合、申請書の空白部分に既に宿泊費を申請済であることが分かるよう明記しておいてください。

8 申請手続きについて

① 申請期限を過ぎて提出した場合、受け付けてもらえるのか

→ 申請期限を過ぎての受付は行っていません。申請期限内（令和5年3月10日※当日の消印まで有効）に提出いただくようお願いします。

② なぜ、申請期限が3月10日までなのか

→ 年度内に補助金の支払いが完了するよう申請書等の審査・支払期間を考慮した上で、申請期限を令和5年3月10日としています。

③ 複数の事業所分の宿泊を一括して手配した場合の申請書類や添付資料はどうしたらいいか

→ 事業所ごとに申請を行ってください。その際、事業所ごとに経費の内訳が分かる書類をご提出ください。

9 添付書類について

① 申請時点で在留カード（写し）が手元にない場合はどうしたらいいか

→ パスポートの上陸許可証印のページ及び査証ページの写しの提出をお願いします。

② 申請に必要な在留カードの写しについて住居地の欄が未定となっても問題ないか

→ 外国人材の国内の住居地の情報については、申請に必要なため、住居地未定となっても問題ありません。

③ 技能実習計画認定申請書の第2面は全て提出する必要があるのか

→ 技能実習計画認定申請書の第2面には、「技能実習を行わせる事業所」や「技能実習生」の氏名等が複数にわたって記載されているため、第2面全ての提出をお願いします。

また、補助金の対象となる技能実習生が複数いる場合は、技能実習生ごとに技能実習計画認定申請書及び技能実習計画認定通知書の写しを提出してください。

④ 技能実習以外の在留資格の場合、雇用契約書の写しが必要だが、雇用契約書がない場合はどうしたらいいか

→ 労働条件通知書等、申請者が県内の事業所で該当外国人材を雇用することが分かる書類の写しを提出してください。

⑤ 宿泊者の人数が多く、領収書は一括で支払いを行ったため、宿泊者名が領収書等に記載されていない場合、どうしたらいいか

→ 領収書の空白箇所又は宿泊明細書（任意の用紙でも可）に必要事項（宿泊者名、宿泊日、1人あたりの宿泊費）を記載し提出してください。

⑥ 宿泊施設や医療機関へ支払った領収書をなくした場合、どうすればよいか

→ 宿泊施設や医療機関が発行した請求明細書や宿泊明細書、検査明細書など、宿泊費や検査費の支払いが確認できる書類の提出をお願いします。

⑦ 宿泊施設への支払いを銀行振込でしたため、領収書がない場合どうしたらいいか

→ 宿泊施設が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票等の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。

なお、請求書の写しには、請求先の名称とともに、必要事項（宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、1人あたりの宿泊費）の記載が必要となります。

請求書の写しに必要事項の記載がない場合は、宿泊施設が発行した請求明細書や宿泊明細書など、必要事項の内容が分かる書類を併せて提出してください。

⑧ 振込口座が当座預金等で通帳がない場合には、何を添付すればいいか

→ 当座勘定照合表の写しなど、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義の情報が確認できる書類を添付してください。

⑨ 口座名義と代表者が違うが問題ないか

→ その場合は、受領に関する委任状を提出してください。

10 その他

① 予算が無くなったら事業は終了するのか

→ 令和2年度の入国状況等を踏まえ、十分な予算（約9千万）を確保しているつもりですが、予算には限りがあるため、なくなれば補助終了となります。このため、申請書類が揃った時点で、早めに提出していただくことをお勧めします。

② 申請から支給決定・入金まではどれくらいかかるのか

→ 不足書類等がない場合は、申請をいただいてから、1～2週間で補助金の支給の決定を行い、入金についてはその後1週間程度かかります。このため、申請から、支給決定・入金までは、2～3週間程度かかる予定です。

(不足書類がある場合は、書類が揃った時点から、支給決定・入金までに、2～3週間程度かかります。)

③ 入国待機期間中にオンライン研修等を行った場合も補助金を活用できるのか

→ 活用できます。当該補助金は、入国後の待機期間中の宿泊費を補助するものであり、待機期間中にオンラインで研修等を行った場合も、ホテル等に宿泊した状態であれば、補助対象となります。

④ 監理団体が立替払いをしており、監理団体から企業に請求が届くのは翌月の10日前後である。このため、令和5年2月分の場合は、請求書が届かず、3月10日の申請受付の期限に間に合わない可能性がある。こういった場合、申請受付期間を延期してもらうことができるのか

→ 令和5年3月10日(当日消印有効)までに提出していただくようお願いします。

このため、立替払いをしている監理団体におかれましては、企業等が円滑に補助金を活用できるよう、早めに企業等へ請求を行うなどご協力をお願いします。

⑤ 補助金の支給決定通知が届かないが、いつ届くのか

→ 支給決定の通知は、申請いただいた口座への振込みをもって行い、決定通知書等の送付はありません。